

久喜市告示第192号

令和3年3月18日公布久喜市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項に基づき、下記の内容のとおり、緊急安全措置を実施した。

- 1 空家等所在地 久喜市除堀1278-1
- 2 緊急安全措置の内容 雨戸の撤去
- 3 緊急安全措置の実施日 令和4年3月30日

令和4年4月6日

久喜市長 梅田修一